



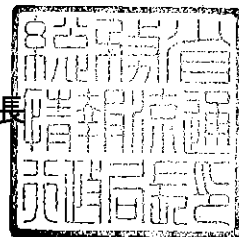
総行政第17号
総情上第126号
平成20年7月31日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

総務省大臣官房総括審議官



総務省情報流通行政局長



地上デジタル放送への完全移行に向けた施設のデジタル化改修について

平素より地上放送のデジタル化に関してご尽力いただき感謝申し上げます。

地上放送のデジタル化に関しましては、昨年11月1日付で、「地上デジタル放送への完全移行に関する取組について（依頼）」で、周知広報の充実等に関して依頼をしたところですが、このたび、内閣官房に設置された「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、「公共施設のデジタル化」及び「公共施設等による受信障害への対応」について、平成22年12月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むこととなりました。

つきましては、各地方公共団体におかれましても、下記の事項に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市区町村にも、この旨周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 地方公共団体の施設のデジタル化

各地方公共団体において、当該団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）のデジタル化改修状況を速やかに把握し、デジタル化改修の計画策定を行うこと。併せて、各地方公共団体において、毎年度末（ただし平成22年度は9月末及び3月末）時点

における同計画の達成状況を確認し公表すること。

2. 地方公共団体の施設等による受信障害への対応

各地方公共団体において、当該団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）による受信障害の現状等を速やかに把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、その後、同計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進すること。併せて、各地方公共団体において、毎年度末（ただし平成22年度は9月末及び3月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表すること。

(担当)

情報流通行政局地上放送課 原田、谷口

TEL: 03-5253-5791

FAX: 03-5253-5794

自治行政局地域政策課 飯山、伊藤、宮田

TEL: 03-5253-5523

FAX: 03-5253-5587

(参考)

地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008 (抜粋)
(平成 20 年 7 月 10 日 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議 決定)

第 2 具体的な取組

第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）について、総務省及び関係省庁は、地方公共団体に対して、各地方公共団体施設のデジタル化改修状況を速やかに把握し、デジタル化改修の計画策定を行うよう要請する。また、併せて、各地方公共団体において毎年度末（ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請する。

第 2 章 公共施設等による受信障害への対応

公共施設等を原因とする受信障害については、受信障害対策共同受信施設（共聴施設）の設置等により対策が講じられており、デジタル放送においても受信障害が継続する場合には当該共聴施設のデジタル化対応が必要である。

公共施設等により受信障害が生じている場合には、国民のデジタル放送視聴を阻害することのないよう、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目標として、共聴施設のデジタル化対応に率先して取り組む。

(3) 地方公共団体の施設等による受信障害への対応【総務省・関係省庁】

総務省及び関係省庁において、各地方公共団体に対して、地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）による受信障害の現状等を速やかに把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、その後、当該計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進するよう要請する。

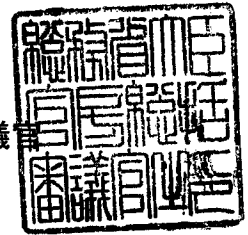
併せて、各地方公共団体において毎年度末（ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請する。



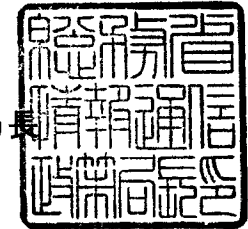
総行自第163号
総情上第166号
平成19年11月1日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

総務省大臣官房総括審議官



総務省情報通信政策局長



地上デジタル放送への完全移行に関する取組について（依頼）

平素より地上放送のデジタル化に関してご尽力いただき感謝申し上げます。

国では、地上放送について、2011年7月のアナログ放送終了・デジタル化完了まで4年を切り、最終段階に入っていることを踏まえて、総務省内に「地上デジタル放送総合対策本部」（本部長：総務大臣）を設置するとともに、内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し、地上デジタル放送への完全移行に係る諸課題に取り組んでいるところです。

つきましては、各地方公共団体におかれても、下記事項についてご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村にもこの旨の周知をお願いいたします。

なお、今後、必要に応じて、各地方公共団体における取組状況を把握させていただきたく考えておりますので、併せてご協力をお願いいたします。

記

1 周知広報の充実

アナログ放送終了に関する国民の認知度は高まっていますが、まだ周知・広報に関する課題も多い状況にあります。

各市町村には、これまで、広報物等への広報記事の掲載や総務省作成ポスター・パンフレットの窓口への掲示、据え置きをお願いしている（平成19年3月14日付け総情上第51号）ところですが、今後、地域でのイベントの開催等の機会を捉え、アナログ放送終了の周知、デジタル放送移行への理解、デジタル化に便乗した悪質商法への注意等に関する総務省作成パンフレット等の配付などについて、各都道府県をはじめ各地方

公共団体のご協力をお願いいたします。

○周知・広報に関する課題例

- ・高齢者等を含む地域住民全てに十分に理解されているか。
- ・アンテナ交換が必要な場合があることが十分に理解されているか。
- ・集合住宅共聴や都市受信障害対策共聴を含む共聴施設では改修等のために、費用だけではなく時間もかかるので早めに取り組むことが必要であることが十分に理解されているか。
- ・地上デジタル放送が受信できなくなる地域が生じることが理解されているか。

2 受信環境把握の徹底

2011年の時点で地上デジタル放送の視聴が困難な世帯について、今後、正確な現状把握に努めることが重要であり、そのためには、地方総合通信局等及び放送事業者だけではなく、地域に密着した各地方公共団体の協力が不可欠です。

そこで、今後、地方総合通信局等から各都道府県に対して、受信電界が弱い地域の受信実態把握のための辺地共聴施設の現状把握について、各団体の過度な負担にならない範囲で、情報提供などをお願いする予定ですので、ご協力願います。

各市区町村におかれても、この現状把握についてご協力願います。

3 辺地共聴施設等の整備・改修促進

地方公共団体が整備した辺地共聴施設を通じてテレビを視聴している住民が、地上デジタル放送を視聴するためには、当該施設の改修が必要となりますので、利用者に対して説明を行うとともに、改修を行っていただく必要がありますので、ご留意ください。

(なお、中継局についても、地方公共団体が整備・所有しているものや建設費を拠出しているものなど、地方公共団体が関与している中継局があります。)

また、共聴組合が整備した辺地共聴施設については、注意喚起や理解醸成を図ることにより、円滑にデジタル化に向けた検討が行われることが期待されるため、さらに周知広報に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、辺地共聴施設等の改修に対しては総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金や無線システム普及支援事業の補助制度がありますので地方総合通信局等にご相談いただきご活用ください。

4 アナログテレビの不法投棄への対策

アナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行すると、既存のアナログテレビは、チューナー等を接続しない限り利用できなくなります。廃棄されるアナログテレビは、家電リサイクル法等により適切に処理されるべきですが、不法投棄の可能性も残ります。

国では、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議等において、総務省、経済産業省、環境省等関係省庁が連携して、廃棄・リサイクル対策に万全の体制で取り組んでいく予定ですので、各都道府県をはじめ各地方公共団体におかれても、こうした国の取組に協力していただきますようお願いいたします。

5 デジタル化に便乗した悪質商法への対策

デジタル放送への完全移行に伴い、各家庭では、デジタル受信機の購入等の対応が必要になるところ、各家庭において必要な対応は異なっており、デジタルテレビを購入す

るだけで良い家庭もあれば、アンテナ交換、宅内配線改修、ブースター交換等が必要な家庭もあります。

このようなデジタル化への対応について、十分な知識を持っていない世帯が悪質商法の被害にあうおそれがあります。そこで、国では、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等において、悪質商法対策について検討を行い、対策を講じる予定ですが、各都道府県をはじめ各地方公共団体にも広報について協力していただきますようお願いいたします。

6 その他の留意していただきたい事項

(1) 地方公共団体施設の計画的デジタル化

地方公共団体の施設（庁舎、学校、警察署、消防署、病院、保健所、職員住宅、公営住宅、図書館、文化センター等）において、地上デジタル放送を受信するためには、デジタル放送に対応した機器を購入することが必要となり、また、場合によっては、アンテナの交換、構内配線の改修、ブースター等機器の交換等の工事が必要となります。

地上デジタル放送を受信するためには、このような対応を、アナログ放送の終了（2011年7月）までに完了することが不可欠ですが、2010年、2011年には、企業や家庭において同様の対応が行われることが想定されるため、各地域の工事業者等の対応が困難になる可能性があります。

そこで、地域の企業や家庭が、円滑にアナログ放送を終了できるよう各地域の工事等の平準化を図る観点から、各地方公共団体施設において、公共施設のデジタル化を計画的に推進することが望ましいと考えております。

(2) 地方公共団体施設による電波障害への対応

地方公共団体の施設が原因となり、当該施設周辺の住民がアナログ放送を良好に受信できない場合には、地方公共団体が共聴施設を整備したり、CATVに対応を委託するなどの対策を講じていますが、今後、地上デジタル放送への移行に伴い、これらの施設の改修が必要になります。

各地方公共団体におかれては、当該施設の状態把握に努め、当該施設の利用者に早めに説明を行うとともに、その費用負担について、利用者と協議のうえ、計画的な改修等に取り組んでいただくことが望ましいと考えております。

なお、これに関して、平成18年11月27日に都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方をとりまとめているので、参考にしてください（別添1）。

(3) 公的光ファイバ等を活用したデジタル難視地域対策

地域内の光ファイバやCATVの敷設に取り組んできた地方公共団体においては、これらの光ファイバ等を活用し、また一層の整備を行うことにより、デジタル難視地域に対して、デジタル放送を送り届けることが可能です。

なお、光ファイバやCATVの整備に対しては、総務省の地域情報通信基盤整備推

進交付金の補助制度がありますので、各地方総合通信局等にご相談いただきご利用ください。

(4) 総務省地方支分部局における取組

地方総合通信局等では、総務省における「地上デジタル放送総合対策本部」の設置を受け、それぞれ対策本部を設置するなど、地上デジタル放送に関する総合的な取組体制を整えているところです(別添2)。

(担当)

情報通信政策局地上放送課 笹山 原田

TEL 03-5253-5791

FAX 03-5253-5794

自治行政局自治政策課 飯山 伊藤

TEL 03-5253-5523

FAX 03-5253-5587

都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方

高層建築物等による受信障害（以下「受信障害」という。）への対策として設置された共同受信施設（以下「対策施設」という。）については、平成15年12月以降、地上デジタルテレビジョン放送（以下「デジタル放送」という。）の全国展開が進展していること、平成23年7月24日までに地上アナログテレビジョン放送（以下「アナログ放送」という。）が停波され、デジタル放送へ完全に移行する予定であることから、施設改修等のデジタル放送対応が必要とされているところである。

これに係る対処については、当事者相互の協議による自治的処理が原則であるものの、その際に参考となる実例・学説・判例の蓄積も途上であり、社会慣行として定着するには時間を要する状況にある。

しかしながら、アナログ放送の停波までに対策施設のデジタル放送対応に係る適切な措置を講じるための時間的制約を踏まえ、デジタル放送への円滑な移行とその促進を図る観点から、対策施設のデジタル放送対応のための協議の際の参考とすべく、費用負担等の考え方を示すものである。

1 基本的考え方

(1) デジタル放送は、受信障害に強い伝送方式を採用しているため、アナログ放送に比べると受信障害の改善が見込まれており、現に対策施設によりアナログ放送を受信している世帯（以下「受信者」という。）のうち、一部の世帯は個別アンテナによる直接受信が可能となる。

従って、デジタル放送への移行後、そのような世帯に対してはアナログ放送における受信障害の原因となった高層建築物等の所有者（以下「所有者」という。）が設置した対策施設による受信障害対策の必要性は無くなるものと考えられる。

(2) 一方、デジタル放送においても引き続き受信障害が解消しない世帯に対しては、

- デジタル放送はアナログ放送から置き換わる（代替する）ものであり、地上波放送における受信障害に変わりがないこと
- アナログ放送における受信障害の原因となった高層建築物等が、デジタル放送においても受信障害の要因の全部又は一部であると考えられること
- 「高層建築物による受信障害解消についての指導要領について（通達）」（昭和51年3月6日郵放企第8号）において、対策施設のうち「共同アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに附帯する設備」については「受信障害発生の原因となっている建築物の建築主の責任と負担で維持管理を行うことが適当である」としていること

から、デジタル放送への移行後も引き続き、所有者によって、対策施設の適切な維持管理等の措置が講じられる必要がある。

- (3) 従って、受信者が、受信障害対策として引き続き対策施設によってデジタル放送を受信せざるを得ない場合、当該対策施設のデジタル放送対応に係る改修を行わなければアナログ放送から置き換わるデジタル放送への移行後には地上波放送の受信障害対策施設としてテレビジョン放送を受信する機能が失われることとなることから、対策施設のデジタル放送対応に係る改修方法や費用負担等については、当該対策施設の維持管理責任を有している所有者と受信者とを当事者とする協議によって決定されることが基本となるものである。

2 費用負担の考え方

対策施設のデジタル放送対応に係る改修に要する費用負担については、当事者間協議を通じて合理的に決定されることが望ましく、対策施設の維持管理責任やデジタル放送を個別アンテナにより直接受信する世帯との公平性の確保等を踏まえ、当事者双方が応分の負担をすることが妥当と考えられる。

- その際の具体的な費用負担の考え方の一例としては、
- 対策施設のデジタル放送対応に係る改修に要する経費のうち、当該対策施設により受信せざるを得ないがために必要となる部分は、その維持管理責任を有している所有者が負担すること、
 - また、受信設備の設置は一般的に受信者自ら行うことが原則であり、対策施設での受信によることでそれらに係る経費が不要になるものではないことから、個別アンテナにより直接受信する世帯との公平性を考慮し、受信者は、デジタル放送の受信に通常必要とされる経費に相当する額を負担すること、
 - 従って、デジタル放送を個別アンテナにより直接受信する世帯が通常必要とされる、UHFアンテナの設置費用等の経費に相当する額を受信者が負担し、それを超える額を所有者が負担することが想定される。

なお、ケーブルテレビへの加入等、対策施設の改修以外の方法でデジタル放送を受信しようとする場合も、前記の考え方に沿って、当事者双方が応分の負担をすることが想定される。

3 その他

デジタル放送においては受信障害の改善が見込まれることから、デジタル放送への移行後には受信障害が解消される範囲の対策施設の撤去・縮小等により、その維持管理に係る経費を軽減することが可能となる。

このためには、デジタル放送において受信障害が解消される範囲を調査することが必要となることから、対策施設の維持管理に係る経費軽減等が見込まれる所有者が、この調査を主体的に実施することが望ましい。

地方総合通信局等一覽

| 窓口となる地方総合通信局等（放送課、沖縄は情報通信課） | | | |
|-----------------------------|----------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 地方総合通信局等名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
| 北海道 総合通信局 | 060-8795 | 札幌市北区 北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 | 011-709-2311 (合同庁舎 代表) (内 4667) |
| 東北 総合通信局 | 980-8795 | 仙台市青葉区 本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 | 022-221-0696 |
| 関東 総合通信局 | 102-8795 | 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 | 03-6238-1944 |
| 信越 総合通信局 | 380-8795 | 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 | 026-234-9930 |
| 北陸 総合通信局 | 920-8795 | 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 | 076-233-4494 |
| 東海 総合通信局 | 461-8795 | 名古屋市東区 白壁1-15-1 合同庁舎第3号館 | 052-971-9148 |
| 近畿 総合通信局 | 540-8795 | 大阪府中央区 大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 | 06-6942-8568 |
| 中国 総合通信局 | 730-8795 | 広島市中区 東白島町19-36 | 082-222-3396 |
| 四国 総合通信局 | 790-8795 | 松山市宮田町8-5 | 089-936-5037 |
| 九州 総合通信局 | 860-8795 | 熊本市二の丸1-4 | 096-326-7861 |
| 沖縄 総合通信事務所 | 900-8795 | 那覇市東町26-29-4F | 098-865-2307 |